

都道府県・政令指定都市名	秋田県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活環境部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	秋田県男女共同参画推進連絡会議
設置年月日・根拠	昭和 57 年 4 月 1 日 根拠: 秋田県男女共同参画推進連絡会議設置要綱
長 の 役 職	男女共同参画課長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	秋田県男女共同参画審議会
設置年月日	平成 14 年 4 月 1 日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 23 年 3 月		
名 称	新秋田県男女共同参画推進計画		
改定・見直しの予定時期	平成 23 年 3 月 31 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 29 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コード	1	平成22年4月1日	2	平成22年5月1日	3	その他:平成22年3月31日
---------	---	-----------	---	-----------	---	----------------

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22 年度まで	50 %	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	あきた21総合計画(平成12年度から22年度まで)					
対象となる審議会等の範囲	・法律により設置されている委員会、審議会等 ・規則、要綱等に基づいて設置されている委員会、審議会等					
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (178)	うち女性委員を含む審議会等数 (159)		
	延総委員等数 (1,948)		延女性委員等数 (647)	女性比率 (33.2)		
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (59)	うち女性委員を含む審議会等数 (55)		
	延総委員等数 (613)		延女性委員等数 (189)	女性比率 (30.8)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	委員会等数 (33)	うち女性委員を含む審議会等数 (32)		
	延総委員等数 (760)		延女性委員等数 (187)	女性比率 (24.6)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (7)		
	延総委員等数 (62)		延女性委員等数 (14)	女性比率 (22.6)		
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・ 非公表 ○) ・ 無 ・ 作成予定有				
	人材名簿が有る場合	掲載人数	156	人 (平成 22 年 5 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・ 無 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他 ()				

(*) 平成22年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1) 管理職の在職状況

調査時点コード ① 平成22年4月1日 2 平成22年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	246	11	4.5	1	1	9
	うち一般行政職	198	9	4.5	0	1	8
支庁・地方 事務所	計	104	7	6.7	0	4	3
	うち一般行政職	71	6	8.5	0	3	3
全体	計	350	18	5.1	1	5	12
	うち一般行政職	269	15	5.6	0	4	11
再掲	警察本部	56	0	0.0	0	0	0
	教育委員会	22	2	9.1	0	1	1

(2) 女性公務員の採用状況

平成21年4月1日～22年3月31日

	総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	102	14	13.7
うち 警察本部	82	4	4.9
中 級	7	7	100.0
うち 警察本部	0	0	
初 級	36	3	8.3
うち 警察本部	34	3	8.8
全 体	145	24	16.6
うち 警察本部	116	7	6.0

(3) 女性採用・登用のための措置

※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
○ 2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標(平成22年度までに主幹級以上の女性職員の割合を10%以上)
3. 女性職員の採用・登用に關する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に實質的に關与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
6. その他(内容:	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	①秋田県北部男女共同参画センター (北部ハーモニープラザ)	(単独施設 ○ ・ 複合施設)
愛称・通称	②秋田県中央男女共同参画センター (ハーモニープラザ)	(単独施設 ・ 複合施設 ○)
	③秋田県南部男女共同参画センター (南部ハーモニープラザ)	(単独施設 ○ ・ 複合施設)
設置年月日	①平成 14 年 7 月 30 日 (北部) ②平成 13 年 4 月 1 日 (中央) ③平成 14 年 7 月 30 日 (南部)	
所在地等 ①(北部)	郵便番号 017-0841 住 所 秋田県大館市字馬喰町48番1号 電話番号 0186-49-8552 FAX番号 0186-49-8589 ホームページ http://www.akita-kenmin.jp/h-danjo/	
所在地等 ②(中央)	郵便番号 010-0001 住 所 秋田県秋田市中通2丁目3番8号(アトリオン6F) 電話番号 018-836-7853 FAX番号 018-836-7854 ホームページ http://www.akita-challenge.jp/center/	
所在地等 ③(南部)	郵便番号 013-0046 住 所 秋田県横手市神明町1番9号 電話番号 0182-33-7018 FAX番号 0182-33-7038 ホームページ http://www.akita-kenmin.jp/nanbugender/	
管理・運営主体 ※1～3について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: ①特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター(北部)) ○ 指定管理者(名称: ②NPO法人いきいきFネット秋田 (中央)) ○ 指定管理者(名称: ③特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター(南部)) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: ①特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター(北部)) ○ 指定管理者(名称: ②NPO法人いきいきFネット秋田 (中央)) ○ 指定管理者(名称: ③特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター(南部)) その他() 3. その他 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()	

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	21年度予算 (千円)	22年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	55,369	57,764	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0091 %	0.0092 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 平成22年度実施予定事業

実施予定事業の内容		※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 男女共同参画審議会	男女共同参画審議会の開催	—	年2回
2. 広報啓発 ・ 「LaVita」発行委託事業 ・ ハーモニーフェスタ2010	広報誌「LaVita」の発行 秋田県男女共同参画推進条例で定めた男女共同参画推進月間(毎年6月)にあわせて広報事業を行うことにより、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。	— 500人	年3回 6月予定
・ 男女共同参画学校教育等支援事業	小学生教育資料(小5対象)、中学生用副読本(中1対象)、高校生用副読本(高1対象)を当課ホームページに掲載し、それを活用したジェンダーにとらわれない教育・学習をより充実させることにより、教育現場での男女共同参画意識の浸透を図る。	—	4月
3. 講座 ・ 男女共同参画推進員研修会	県職員全体に男女共同参画を推進するための意識を浸透させ、県の施策に男女共同参画の視点積極的に導入するため、各課に男女共同参画推進員を置き研修会を行う。	200人	7～8月予定
・ ワーク・ライフ・バランスセミナー	企業経営者や従業者を対象としたセミナーを開催し、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組意欲を高める。	未定	11～1月予定
4. 相談事業 男女共同参画相談室	男女共同参画に関する県民の相談に適切に対応するため相談室を秋田県中央男女共同参画センターに設置する。	未定	月曜～土曜(祝日、年末年始を除く)
5. 情報収集・提供 ・ 地域連携ネットワーク会議	地域における実践行動を促進するため地域連携ネットワーク会議を開催し、県民の一層の理解促進と自主的な活動を支援していく。	未定	7月、1月予定
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画苦情調整会議	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による苦情の調整を行う。		必要時
7. 交流促進 ・ 北東北三県男女共同参画連携事業	北東北三県が合同で事業を実施(情報提供・情報交換事業)し、それぞれのネットワークやノウハウを生かして事業の効率的な実施と各県の交流促進を目指す。	未定	未定
・ あきたF・F推進員ステップアップ事業	各地域における男女共同参画を推進する存在としての「あきたF・F推進員」の養成・充実を図り、各市町村施策の効率的実施と地域活動の活性化のために活用を図る。	—	通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画イキイキ職場支援事業	企業と県との協定を締結、推進協議会の開催、イキイキ職場宣言事業所の広報等により、職場における男女共同参画や働きやすい職場づくりを促進する。	—	通年
・ 男女共同参画職場づくり事業	県の入札参加資格登録をする事業者を対象に男女共同参画や職場環境に関する調査を行い、一定の要件を満たす事業者(県内建設工事、物品供給等)については、入札参加資格審査において評点を付与すること等を通じて、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。	—	通年
・ ワーク・ライフ・バランス推進事業	男性の家事・育児時間の拡大や女性の活用促進などにより、男女がともに働きやすい職場づくりと、多様な働き方や暮らし方を選択できるワーク・ライフ・バランスへの理解を図る。	—	通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			

都道府県名 秋田県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成22年4月1日現在

平成22年5月1日現在

その他:平成22年3月31日現在

○

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成	21	年	4	月	20	日	～	25	年	4	月	19	日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)																

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成22年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、22年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

新たに追加・変更・廃止等ございましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入していただけますようお願いいたします。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 都道府県防災会議	51	3	5.9	
2 国土利用計画地方審議会	13	4	30.8	
3 土地利用審査会	7	3	42.9	
4 都道府県交通安全対策会議	24	1	4.2	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	39	14	35.9	
7 精神医療審査会	20	4	20.0	
8 都道府県生活衛生適正化審議会	8	3	37.5	
9 都道府県医療審議会	16	4	25.0	
10 准看護師試験委員	11	3	27.3	
× 11 麻薬中毒審査会				
12 地方社会福祉審議会	21	6	28.6	
13 地方障害者施策推進協議会	15	4	26.7	
14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
15 都道府県農業共済保険審査会	8	2	25.0	
16 都道府県森林審議会	15	5	33.3	
17 都道府県建設工事紛争審査会	11	5	45.5	
18 建築審査会	7	3	42.9	
19 都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
20 都道府県都市計画審議会	21	3	14.3	
21 開発審査会	5	2	40.0	
22 私立学校審議会	10	5	50.0	
23 石油コンビナート等防災本部	21	1	4.8	
× 24 公害健康被害認定審査会				
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 26 都道府県児童福祉審議会				
27 地方港湾審議会	23	7	30.4	
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
30 スポーツ振興審議会	19	5	26.3	
31 介護保険審査会	15	5	33.3	
32 道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5	
33 感染症診査協議会	92	19	20.7	
34 警察署協議会	120	46	38.3	
× 35 土地収用事業認定審議会				
× 36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
37 国民保護協議会	59	4	6.8	
38 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
× 39 市街地再開発審査会				
× 40 都道府県職員委員会				
× 41 市町村合併推進審議会				
42 自然再生協議会	21	3	14.3	
× 43 公益法人等認定審議会				
44 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
× 45 留置施設視察委員会				
46 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	26	0	0.0	
合計	760	187	24.6	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	6	2	33.3	
2 選挙管理委員会	4	2	50.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7 収用委員会	7	1	14.3	
8 海区漁業調整委員会	10	0	0.0	
9 内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合計	62	14	22.6	